

国土保全のためのシカ捕獲事業（大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地域）特記仕様書

本特記仕様書は「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めているものである。

1 事業の目的

近年、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大等を背景として、森林においては、低木・草本類などの下層植生が食害を受けるとともに、中・高木層においても剥皮被害や枯死、倒木等が発生している。その被害は人工林のみならず天然林にも及んでおり、森林の有する生物多様性の低下や希少種の絶滅といった事態を招いている状況にあり、また、森林の機能の劣化による土壌流出、裸地化も引き起こしており、国土保全上の観点からも被害の対策が急務となっている。

このため、国有林内に生息するニホンジカの捕獲により、森林・林業被害の防除に資することを目的とする。

2 捕獲対象種

捕獲対象種はニホンジカとする。

3 事業対象地域

宮崎県東諸県郡綾町中尾国有林 2 0 4 2 林班外（別添位置図のとおり）

4 事業内容

(1) 実施期間

契約日の翌日から令和 5 年 3 月 2 4 日まで

(2) 捕獲

① 捕獲期間

44 日間

② 捕獲方法

くくりわなを設置し捕獲する。設置にあたっては、最大限の捕獲効果が得られるよう配置を工夫すること。また、使用するわなは、受託者所有のわなとする。その場合、減価償却費は見込むこととする。

③ 設置地区ごとの設置台数、捕獲目標頭数、個体処理方法、見回り・給餌回数、林道等走行距離

設置地区については、別添位置図に示す区域内に監督職員と協議のうえ決定する。なお、捕獲効率向上の観点から、監督職員と協議のうえ区域内のわな設置数を増加することは妨げない。この場合、減価償却費の計上は当初設置予定数のみとする（署からわな貸与の場合、この文言は削除）。

また、見回り（わな等の維持補修を含む）・給餌については、わな稼働時は原則として毎日見回ること。

ア 綾地域 くくりわな

4 0 基

捕獲目標頭数 70頭
個体処理方法 林内埋設
見回り（・給餌）回数 44回（ハイキューブ・528kg）
林道等走行距離（片道）6.0km

イ 田代ヶ八重地域 くくりわな 40基
捕獲目標頭数 100頭
個体処理方法 集合理設
（埋設穴：2.0m×3.0m×1.5m×3箇所）
見回り（・給餌）回数 44回（ハイキューブ・528kg）
林道等走行距離（片道）11.2km

エ 捕獲目標総頭数 頭
捕獲目標頭数はあくまで目標であり、期間中に可能な限り多く捕獲すること。

ただし、捕獲目標数を超過することが予想できた時点で、監督職員に報告すること。

なお、捕獲目標頭数に達しない場合は、原因の究明及び対応等の経緯を文書にて提出を求めることがある。

※ 以下、給餌がある場合

オ 誘引餌

使用する誘引餌はハイキューブとし、数量は以下を基本とする。

30kg×35.2セット=1,056kg

※ 上記の誘引餌を基本とするが、他に誘引に効果的な誘引餌がある場合は、監督職員と協議し、ハイキューブの購入に係る費用の範囲内で種類及び数量を一部変更のうえ、使用することを妨げない。

カ 給餌方法

(ア) ハイキューブは、1箇所あたり300g程度を置く。

(イ) 誘引が不調で、古い餌が残っている場合は除去し、残った餌の上に新しい餌を置き続けることがないようにする。

④ 止め刺し

止め刺しについては、安全対策を十分行うとともに、適正に実施すること。

なお、止め刺しについては、原則として、銃器以外の方法（電殺、刺殺、撲殺等）によるものとする。

ア 電殺器による止め刺し時の安全措置

電殺器による止め刺しについては、感電防止に努め、安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意し実施すること。

(ア) 降雨・降雪中や作業者の体が濡れている場合は、絶対に使用しない。また、作業中に雨が降ってきた場合は、すぐに作業を中断すること。

(イ) 足元は、必ず絶縁できるゴム長靴を着用すること。

(ウ) 手袋は、電気が流れない材質で厚みのあるもの（耐電ゴム手袋等）を着用すること。厚みが薄い場合は電気が通過する危険性がある。

(エ) 止め刺し者は、シカの反撃によって跳ね飛ばされたヤリの突端が、自身や周囲の者へ接触しないよう電殺ヤリの操作に慎重を期すとともに、周囲の者とも十分な離隔距離を確保すること。

イ 銃器による止め刺しが認められる条件（全ての条件を満たす場合）

止め刺しは、原則として、銃器以外の方法により行うこととしているが、捕獲した鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占有したとは言えないやむを得ない場合として、次の(ア)から(イ)までの条件を全て満たし、かつ、次項のウの安全対策を講じる場合は、銃器による止め刺しが認められるものとする。

- (ア) わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
- (イ) わなにかかった鳥獣が、どう猛で捕獲等をする者の生命、身体に危害を及ぼす恐れがあるものであること。
- (ウ) わなを仕掛けた狩猟者の同意に基づき行われるものであること。
- (エ) 銃器の使用にあたっての安全性が確保されているものであること。

ウ 銃器止め刺し時の安全措置

銃器使用による止め刺しについては、道路交通法、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を踏まえ、安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意して実施すること。

- (ア) 銃器による暴発事故を防ぐため、止め刺し直前まで実包は装填せず、止め刺し後は速やかに脱包すること。
- (イ) 実包を装填した銃器は、銃口を上方、人のいない方向、または射撃方向に向けて保持すること。たとえ実包が装填されていなくても、絶対に人に銃口を向けないこと。また、無意識のうちに人のいる方向に銃口が向かないように注意すること。（銃器には、常に実包が装填されているものとして取り扱うこと。）
- (ウ) 周囲に入林者がいる場合は発砲しないこと。
- (エ) 止め刺し方向に安土（バックストップ（山・崖・高い土手など））のない限り発砲しないこと。
- (オ) 跳弾を避けるため、止め刺し方向に氷の面、堅い地面、岩などの硬いものがある場合は発砲しないこと。

⑤ 捕獲個体の処理

捕獲した個体の処理については、4(2)③に明示した方法で、国有林内に埋設穴を掘削し埋設するものとする。

(3) 業務記録

① 業務日誌（日報）

着手から完了までの日について、業務日誌を作成すること。業務日誌の様式については、様式を示す記載事項が含まれていることを条件に、任意の様式を使用して差し支えない。

② 記録写真

捕獲した個体毎に下記により捕獲状況や埋設処理等が確認できる写真を撮影し提出すること。

ア 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、処分方法、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。

イ 捕獲個体の撮影は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、スプレー等でその識別が可能となるよう下記(ア)から(ウ)順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。

(ア) 部位（原則として尾、ただし捕獲固体の状態や地域の実情に応じて適切に取り扱うこととする。）を個体の色と異なる色のペンキ等で着色。

(イ) 胴体中央に個体の色と異なる色のペンキ等で「山」とマーキング。

(ウ) 上記(イ)で記した「山」のマーク上に、「山」の色及び個体の色と異なるペンキ等で、捕獲年月日、捕獲した順に付与する番号をマーキング。

ウ 埋設する個体については、埋設直前に個体を埋設穴に置いた状態で撮影すること。

エ 食肉加工業者等へ利用による処分を依頼する場合

(ア) 捕獲した個体については、上記4(3)②イ(ア)に準じて着色したうえで、4(3)②アに準じて捕獲した頭数分かるように写真を撮影する。

(イ) 処分を依頼した個体については、受託者が処分を依頼した者（以下「依頼者」という。）に個体を引き渡す際に、個体の受領について依頼者が証明した書面（「別紙様式」を参考）を整備すること。

(4) 安全対策

① 事前に実施しておく事項

事業区域内（見回り・給餌の区域内）については、本事業の実施期間中は関係者以外の立入禁止区域を設定し立ち入りを制限するために、次の安全対策を実施すること。

ア 事業開始前に入林者への周知のため、監督職員と協議のうえ、事業区域へ通じる林道等の入口に標識及び看板を設置するとともに、ゲート（カラーコーン、トラロープ等）を設置する。

イ その他、実施にあたり必要な安全対策を講じること。

ウ 事故等が発生した場合は、提案している「緊急時の連絡体制図」に基づき、速やかに委託者に報告すること。

6 他事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。）

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者（監督職員等）と受託者が協議のうえ決定するものとする。

別紙様式

契約名

処分を依頼した鳥獣の受領証明書

鳥獣の受領日 年 月 日

(捕獲事業受注者名)

様

下記の事項について相違ありません。併せて、本事業で捕獲した鳥獣で、鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）の支援を受けないことを宣誓します。

記

1 処分の依頼を受けた鳥獣を合計 頭 受領しました。

(確認者所属)

(確認者名)

※ 捕獲事業受注者は、日報とともに本証明書を整理し、森林管理署長等に提出すること。